

鈴鹿商工会議所 商談会・販売会等出展支援助成金

募集要項

1 趣旨

鈴鹿商工会議所（以下「当所」という）の会員である中小企業者が、管内に事業所を有し、国内外における商談会等並びに販路拡大を主目的とする販売会等への出展に要する費用の一部について、助成金を予算の範囲内で交付することにより管内創業及び蓄積された技術及び経験を生かした新たな事業展開・新規取引先・事業提携先などの販路を開拓促進し、継続的に鈴鹿地域の産業振興を促進することを目的とする。

2 対象者

当所の会員で、管内に事業所を有している中小企業者¹とする。
但し、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の対象としない。助成が既に行われていたときは、即時に返還を行うものとする。

- （１）会員資格を失ったとき。
- （２）会費を滞納しているとき。
- （３）前項に掲げるもののほか、会頭が適当でないと認めたとき。

3 対象事業

国内外における商談会・販売会等に出展し、主催者に直接会場使用料等を支払う事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （１）当所が主催する助成対象事業以外の事業。
- （２）公序良俗に反しない事業。
- （３）政治的目的を持たない事業。

※次の各号にいずれかに該当する事業は、助成金の交付対象としない。

- ・インターネットショップ・ＥコースなどのWEBサイト上の出展。
- ・支援金の趣旨に照らして適当でないと会頭が判断する事業。

4 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は次に掲げる事業実施に必要な直接的な経費とする。

- （１）旅費
商談会・販売会等に出展する際に係る旅費・交通費。
- （２）広報・宣伝活動費
商談会・販売会等に出展する際に係るパンフレット・ポスター等を作成・印刷するための経費。
- （３）運搬費
商談会・販売会等に出展する際に係る出展物の運送経費。
- （４）会場費

¹ 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者「みなし大企業」ではない中小企業

商談会・販売会等に出展する際に係る会場使用料・出展料。

(5) レンタル料

商談会・販売会等で使用するためのレンタルをした物品に係る経費。

(6) 現地通訳費

海外等で雇う通訳などに係る経費。

※次の各号にいずれかに該当する経費は、助成金の交付対象としない。

1. 商談会・販売会等への出展以外を用途とするものに要する経費。
2. 手数料等の間接的な経費。
3. 租税公課（消費税・収入印紙等）。
4. 社会通念上、当所の目的達成に不適切と認められる経費。

5 助成金額

補助対象経費の2分の1以内の額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）で、商談会等については20万円、販売会等については10万円を上限とする。申請を受理したのち当所で審査を行い、交付決定を行う。一次募集後も予算の範囲内で随時申請を受付する。

6 申請方法

鈴鹿商工会議所商談会・販売会等出展支援助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、当所まで郵送又はFAXしてください。

- (1) 商談会・販売会等の出展案内書。
- (2) 鈴鹿商工会議所商談会・販売会等出展支援助成金収支予算書（第2号様式）。
- (3) その他会頭が必要と認める書類。

第1号様式及び第2号様式につきましては鈴鹿商工会議所HPからダウンロードしてください。

この助成金の交付は、同一年度内において、同一助成対象者につき1回限りとする。

7 結果通知

助成金の交付を決定したときは、鈴鹿商工会議所商談会・販売会等出展支援助成金交付決定通知書により、助成金の不交付を決定したときは、鈴鹿商工会議所商談会・販売会等出展支援助成金不交付決定通知書により、当該申請したものに通知する。

8 申請期間

令和7年4月7日（月）から令和7年5月9日（金）まで

（郵送先）〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 鈴鹿商工会議所宛て

（FAX先）059 - 383 - 7667

郵送による申請の場合は、提出期限の消印までを有効とする。

9 お問い合わせ先

鈴鹿商工会議所 担当 小菅・杉野

電話：059 - 382 - 3222